

2021年6月10日

立憲民主党ジェンダー平等推進本部  
大河原 雅子様

## ジェンダー平等の確立に向け、被害者の実態に沿う刑法改正を求める要望書

立憲民主党大阪府総支部連合会 ジェンダー平等推進委員会一同

日々のご活動に心より敬意を表し、感謝申し上げます。

2021年5月21日、法務省「性犯罪に関する刑事法検討会」の報告書が公表され、立憲民主党では議論における大きな2つの論点である「暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在り方（不同意性交等罪の創設）」と「いわゆる性交同意年齢の在り方」について、立憲民主党の「性犯罪刑法改正に関するワーキングチーム」で見解をとりまとめ、その後の法制審議会において検討を促し、国民的議論に付していくとの姿勢が示されました。

本ワーキングチームでは、「成人はいかなる理由を持っても中学生以下を性行為の対象としてはならない」という性交同意年齢の引き上げの提案に対しては、報道で取り上げられている本多平直議員の発言を含め慎重意見が複数寄せられ、全員の合意を得られるものではなかったことが、「性犯罪刑法改正に関するワーキングチーム中間報告に関する寺田座長意見（2021年6月9日）」として表明されました。そもそも二分される論点が存在しているからこそ、法務部会はワーキングチームを設置し、意見の集約という政治の役割を果たそうとされたわけです。寺田座長は、性犯罪のほとんどは男性が加害者であり、性の同意のあり方も含めて、男性の側が問題意識を持って自らの認識をアップデートしていくこと、男性が主体的に働きかけて、男性の側が変わっていくことが必要であること、特に男性議員を対象とする性犯罪、性被害の勉強会の開催等について、提案されています。

つきましては、下記の通り立憲民主党大阪府総支部連合会ジェンダー平等推進委員会一同より要望しますので、立憲民主党ジェンダー平等推進本部においても下記の意見をご共有いただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. 「性犯罪刑法改正に関するワーキングチーム」の会議録が共有されることを要望する。
2. 「座長意見」をしっかりと踏まえ、被害実態や被害者の声を落とし込んだ内容に改正されるよう、党法務部会としての責務を貫徹する。
3. 本多議員の発言の有する問題を明らかにするためにも、党における啓発・研修の実施を要望する。

以上